

令和8年熊本地震に係る社会福祉施設等災害復旧国庫補助金に係るQ&A

※質問及び回答については、適宜更新していくため変更等の可能性があります。

令和8年8月21日時点 熊本県高齢者支援課

No	質問	回答
1	協議書については市町村を経由せずに、直接県に提出することで良いか。	・良い。県に直接提出をお願いする。
2	協議書の提出や、補助金の交付決定の前に復旧作業を行って良いのか。	・補助金の申請の前に復旧作業を行って良い。 ・ただし、後で確認できるよう、被災状況(建物・設備(備品等))が分かる写真や必要な証明書等を取っておくこと。 ・被災状況が確認できない場合、国の査定で補助対象外となる。
3	建物の被害があった。建物に保険をかけているが、その場合でもこの補助金は使用できるか。	・復旧に要する費用のうち、保険等に対応する金額を控除した金額が80万円以上であれば補助対象となる。
4	壁掛け式のエアコンは対象となるか。	・壁掛け式のエアコンは対象外である。(「施設の復旧と一体的に復旧される」ものには該当しないとのこと。) ・天井や壁に埋め込まれているエアコンは対象となる。
5	災害復旧協議額が1件につき80万円以上というのは、電気工事、水道工事があった場合、電気工事で80万円以上、水道工事で80万円以上とそれぞれで80万円以上必要なのか。それとも、合算して80万円以上であることか。	・合算して災害復旧協議額が1件につき80万円以上であること。
6	災害復旧協議額が1件につき80万円以上というのは事業所ごとか。	・事業所ごとである。 ・しかし、社会福祉施設等を一箇所で複数運営する場合、複合施設で調査額80万円以上となる。
7	協議書に記入する金額は税込みの金額か。それとも税抜きの金額か。	・消費税込みでも消費税抜きでもどちらでも構わない。 ・消費税込みの場合、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定し県へ報告が必要。その結果、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還となる可能性がある。
8	井戸の修繕を遠方業者に依頼した場合の掛かり増し経費(移動に要するガソリン代や宿泊代等)について、災害復旧費における経費の種目をどのように整理すべきか。	・工事作業員等の交通費(宿泊費を含む) ⇒「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」(令和6年6月21日会発第0621第1号。以下「実地調査要領」という。)第8経費の種目の「労務費」 ・工事に必要な機材の運搬に要するガソリン代等 ⇒実地調査要領第8経費の種目の「材料費(材料の運搬費及び保管料を含む。)」に該当すると解される。 ※工事業者によっては、上記の掛かり増し経費を見積もる際、「諸経費」に計上していることも想定されるが、その場合、業者に対し可能な限り、経費の性質がわかるよう記載いただくよう依頼していただきたい。
9	井戸等(配管含む)が被害を受けた場合、復旧に必要な「業者の井戸調査」、「井戸の洗浄」、「検査」等についても社会福祉施設等災害復旧補助金又は社会福祉施設等設備災害復旧補助金の対象となるか。	対象となる。